

第一章 調査の概要

第一章 調査の概要

1. 「人権に関する県民意識調査」の計画から実施に至るまで

1) 調査の目的

人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上で基礎資料を得ることを目的にしている。

- (1) 人権に関する県民の意識状況を把握し、同和問題(部落差別)の解決を含めた各種人権に関する啓発活動や長崎県人権教育・啓発基本計画に基づく人権・教育等の各種施策が、どのような効果・影響をもたらしているか、平成22・27年度の調査結果との比較検討ができるための基礎資料とする。
- (2) 人権に関する県民の意識の現状や問題点等の把握を行い、人権教育・啓発活動を効果的に推進していくために、今後の講すべき新たな方策を検討するための基礎資料とする。
- (3) 意識調査の実施を通じて、人権尊重に関する県民世論の喚起を図り、人権問題に対する関心を深めることと併せて人権に対する県民意識の向上をめざす。

2) 調査対象者

長崎県内に居住する満18歳以上の人

3) 調査事項

- (1) 人権全般について(問1～問6)
- (2) 女性や子ども等、個別の人権問題について(問7～問18)
女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者等、ハンセン病回復者等、犯罪被害者等、労働者、インターネット、性的少数者、新型コロナウイルス感染症
- (3) 同和問題(部落差別)について(問19～問25)
- (4) 人権教育・啓発活動の取組について(問26～問31)
- (5) 属性(問A～問D)

4) 調査の方法

調査は標本調査によることとし、住民基本台帳に記載されている満18歳以上の人を母集団として、この中から無作為に抽出した標本対象者に対して調査票を郵送し、これに対象者が記入し返送する方法を用いた。

5) 標本対象者の抽出

今回の標本調査3,000人規模の標本サイズで実施するに当たり、県内市町の住民基本台帳を基にして、次のような要領で該当者を抽出することとした。

- (1) 県民意識の地域差を有意義に比較できるようにするため、以下のように県内を五つの行政区画に分け、各区域から前回と同規模の標本数が得られるように標本抽出率を調整することとした。
行政区画の分類は次の通りであり、前回及び前々回と同様に五つの行政区画に分類した。

県南:長崎市・西海市・西彼杵郡
県央:諫早市・大村市
県北:佐世保市・平戸市・松浦市・東彼杵郡・北松浦郡
島原:島原市・雲仙市・南島原市
離島:対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町

(2)標本の抽出は、令和2年8月から同年9月にかけて、県内市町の住民基本台帳から無作為に抽出して行うこととした。

以上の基本原則に則り、各行政区分の抽出率を、前回調査時の抽出率と今回調査時における人口とで調整し、県南は0.187%、県央は0.231%、県北は0.188%、島原と離島は0.374%とした。この結果、下記の第1表のように全体として3,000人が選ばれることとなった。

表1 行政区域別の人団及び抽出数

行政区分	人団(人)	抽出率(%)	抽出数(人)
県 南	505,127	0.187	947
県 央	229,288	0.231	529
県 北	347,122	0.188	651
島 原	127,006	0.374	475
離 島	106,350	0.374	398
合 計	1,314,893		3,000

※人口は R2.5.1現在の推計人口

6)調査の実施

調査票に返信用封筒(料金受取人払)を同封して令和2年9月11日に調査対象者へ郵送した。

回答期限は10月30日とし、葉書による提出のお願いを10月2日に調査対象者全員へ郵送し、11月6日までに回収できたものについて集計作業を行った。

なお、本調査は、株式会社東京商エリサーチ長崎支店に委託して行った。

2. 回収結果の概要

1)回収率

発送数	到達標本数	回答数	有効回答数	有効回収率(%)
3,000	2,985	1,426	1,423	47.7

※回答票のうち、3票については白票であったため、無効票とした。

2)回答者の構成

有効回答者1,423人の行政区域別、性別、年齢別及び職業別の構成は、次の図1～4のとおりである。また、性別、年齢別、行政区域別の各構成実数は、表2～4のとおりである。

図1 行政区域別

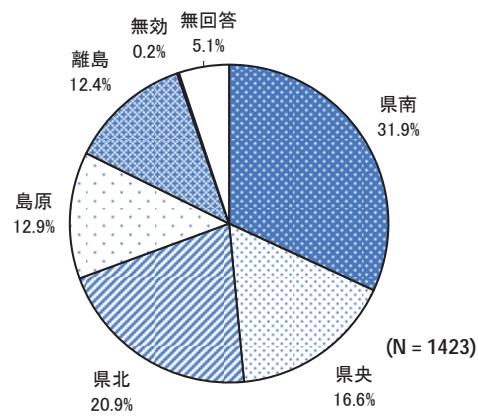


図2 性別

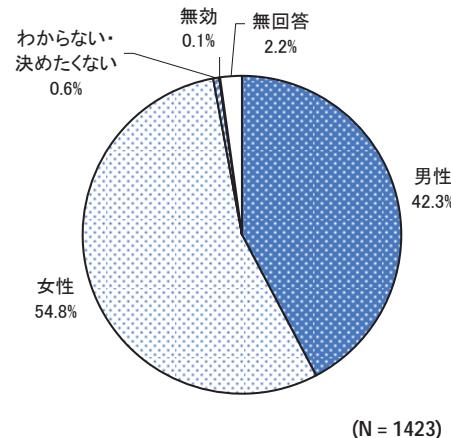


図3 年齢別

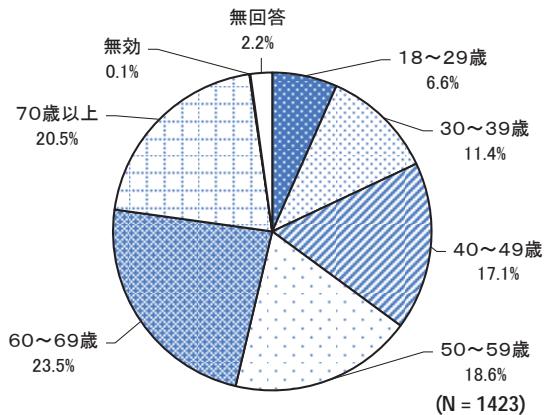
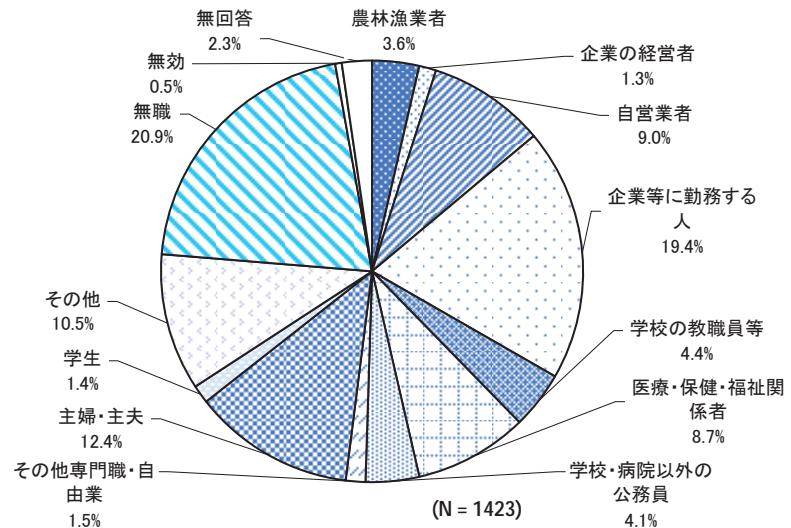


図4 職業別



3) 報告書の概要

(1) 第二章では、各設問項目で調査結果を、行政区域別、性・年齢別、職業別に百分率で作表し、また、適宜図示して解説を付した。さらに、回答に「その他」の項目を設けた質問については、回答者の意見を抜粋した。

■留意点・見方

- ①表における各列の順序は回答項目の順とし、「見出し」は回答文の内容に沿ってできるだけ簡略化したものを用いた。図中の「見出し」もまた同様である。
 - ②質問に「✓は1つ」とか、「✓は3つまで」というように、回答における✓の数が規定されている場合に、誤って規定数を超えて✓を付した回答は「無効」とし、無効の回答や無回答は表中に加えていない。従って、各分類ごとの合計は、全体の数に足りない場合がある。
 - ③図表の数値(%)は、すべて小数点第2位以下を四捨五入して表示した。その結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しない場合がある。
 - ④一つの質問に二つ以上の回答を求めた質問では、比率の合計が100%を超える。
 - ⑤二つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。
 - ⑥性別のクロス集計について、「わからない・決めてたくない」は8件と非常に少なかったため、グラフ及びコメントに関して記載していない。
 - ⑦「その他」における回答者の意見等は、寄せられたものの中から特徴的なものを選び、回答者の性・年齢・職業・行政区域を付して例示しているが、県民の意識をありのまま把握するために、あえて是非等の論評は加えていない。
 - ⑧問32において国や県、市町等に対して寄せられた「意見や要望」を、回答者の性・年齢・職業・行政区域を付して、原文のままに例示した。ただし、明らかな誤字は訂正し、現在は余り使用されていない漢字などは、原文の内容を損ねない範囲内で現代風に改めた。
- (2) 第三章は、行政区域・性・年齢・職業別に集計した回答結果を表示し、基礎資料として提供するもので、これらの表には「無効」や「無回答」の回答数を明示している。
- (3) 参考資料では、今回の調査の調査票、前回調査の調査票と単純集計の結果を掲載した。

